

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部改正

退職一時金を返還する場合の利子の利率を改定すること。（第一条関係）

第二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年

政令第五十八号）の一部改正

脱退一時金等を支給する場合の利子の利率を改定すること。（第二条関係）

第三 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の一部改

正

平成二十七年年度における再評価率等の改定等の特例の適用を判定する際の平成二十七年年度の本来水準を表す指数及び平成二十六年年度における物価スライド特例水準を表す指数の計算方法を規定すること。

（第三条関係）

第四 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）の一部

改正

一 平成二十七年における地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する再評価率を改定すること。(第四条関係)

二 平成二十七年以後における地方公務員等共済組合法第八十一条第一項第二号の停止解除調整変更額及び同法第八十二条第一項の支給停止調整額を改定すること。(第四条関係)

三 平成二十七年における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率を改定すること。(第四条関係)

四 平成二十七年における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する従前額改定率を改定すること。(第四条関係)

#### 条関係)

第五 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十三年政令第百五十一号)の一部改正

物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二十七年における地方議会議員の年金の額等を改定すること。(第五条関係)

第六 この政令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。